

第12回瑞穂町行政評価委員会 次第

日 時 平成27年7月10日（金）午前9時
場 所 町民会館第2会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成26年度事務事業評価シートの外部評価について
 - ①【後期高齢者医療事業】

- ②【学力向上事業】

- ③【図書館施設の充実】

3 その他の議題

平成 26 年度事務事業評価シート

事務事業名	後期高齢者医療事業		担当部署	住民部 住民課 国保係		
			作成者	井上 裕司		
<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">分野名</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">大項目</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">小項目</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">根拠計画及び 根拠法令</div>	*****	民間委託の形態	全部委託	●	一部委託	
	*****	実施計画書掲載				
	*****	事業期間	平成20年4月1日～			
	高齢者の医療の確保に関する法律					
<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">内容・目的 (どのようなことをやっているのか・どのような状態にしようとしているのか)</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">事業概要</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">経緯 (いつからどのように始まったのか)</div> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">課題 (どのような問題があるのか)</div>	<p>被保険者は、①広域連合の地域内に居住する75歳以上の方。②65歳から74歳までの障害者の方で、障害者手帳1級から3級と4級の一部、愛の手帳1度2度、精神障害者手帳に該当する者で広域連合の認定を受けた方。</p> <p>保険料は、個人単位で計算され、個人が納付義務者になる。</p> <p>医療給付費等は、旧老人保健制度と同様に、医療サービスの提供と医療費の支給を行う。</p> <p>高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>					
	政府・与党医療改革協議会が取りまとめた医療制度改革大綱では、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現として、平成20年度に新たな高齢者医療制度を創設した。					
	国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずる健康保険法等の改正が平成18年6月に行われた。					
75歳以上の高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した後期高齢者医療制度を創設した。						
後期高齢者医療の運営は東京都後期高齢者広域連合で行い、保険料の決定を行っている。年金からの保険料の引落としができる人とできない人がいるため高齢者には納付の方法が分からぬ方や保険料の変更で還付になるが手続きをしない人等制度を理解してもらえない人がいるので、対象者に送付する通知や広報等誰でもよくわかる記述にする。						
保険料の滞納分が2年を経過すると不納欠損になるので、現年度の収納率を上げ、滞納が減るように収納対策を行う。						

【長期総合計画における進捗状況評価】※年度終了後に記入

<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">進捗状況評価</div>	A目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">説明</div>	<p>広報の掲載記事や通知は解りやすい言葉にしました。また、保険料については、督促状の送付、電話催告、未納者宅へ訪問を行い収納率向上に努めた。</p>		
	B目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明				
	● C順調に進捗し、期待通りの成果をあげている		<p>平成26年度は短期証の交付事務処理手順を策定し、納付相談に応じない未納者に短期証を交付できるようにした。（交付実績はなし）</p>		
	D順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明				
	E当初の計画より遅れている、または取り組んでいない		<p></p>		
	F当該事業実施の必要性がなくなった				

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説 明	①後期高齢者医療制度及び制度の改正を被保険者に分かりやすく広報等で周知を行う。 ②保険料の通知、納付書の発行及び保険料変更通知の発行を速やかに行う。 ③現年度、過年度滞納分の徴収率の向上に努める。
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説 明	①後期高齢者医療制度を被保険者に分かりやすくし広報等で周知を行った。 ②保険料の通知、納付書の発行及び保険料変更通知の発行を速やかに行つた。 ③過年度分の滞納者宅を訪問及び電話催告を行つた。
今 後 改 善 す べき 点	A実施済（中） ●B一部実施 C検討中 D未実施	説 明	未納者への早期の訪問や電話催告により収納率を上げる。また、ジェネリック医薬品の啓発や柔道整体等の点検を行うことで、医療費の適正化を推進する。

今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説 明	後期高齢者医療保険料は年金から引き落とされると思い込み納付をしていない者や老人ホーム入居者で家族が支払を忘れている場合などが多いので、未納が判り次第早期に連絡を行う。ジェネリック医薬品の利用促進や柔道整体等の点検による医療費の適正化を推進する。町では、健康課や社会体育課と共同でハイキング・ウォーキング等の健康推進事業や特定健康診査の推進により、健康増進に努める。
--------	---------------------------------------------------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の適正性】※シート作成時に記入

	主 管 課	査 定	
内 容 ・ 方 法	国は、75歳以上の高齢者について、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した後期高齢者医療制度を創設し、高齢者にふさわしい医療の提供を行なっている。後期高齢者医療は東京都後期高齢者医療広域連合で給付事業および保険料の決定を行つてある。町の事務は、給付事業では申請の受付を行い、また、保険料については納付書の発送、年金からの天引き依頼、収納の事務を行う。	高齢者へ制度の趣旨を分かりやすく周知していくとともに、制度変更にも対応できるよう、準備を整えておく必要がある。平成26年度は2年に一度行われる保険料率の改定時期である。保険料の納付書の発送、年金からの天引き依頼、収納の事務を引き続き実施していく必要がある。	
	民間活力導入の必要性 ●必要である 必要ではない		
予 算 ・ 人 員	東京都後期高齢者医療広域連合との電算機器での被保険者情報入力や情報提供及び町の後期高齢者医療電算システムへの入力と電算の処理が多く事務が大変な状況である。異動には配慮をお願いしたい。	人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。	
	人員増の必要性 ●必要である 必要ではない		
総 括	平成26年度の保険料は保険料率が改定され、消費税の改正もあり、被保険者数が増加し、未納者が増えることが見込まれる。そのため、滞納額が多くならないように、早期の納付勧奨と定期的な納付勧奨に合わせて短期証の交付を検討する。	高齢者へ制度の趣旨を分かりやすく周知していくとともに、制度変更にも対応できるよう、準備を整えておく必要がある。平成26年度は2年に一度行われる保険料率の改定時期であり前回より増加となるため、未納者の滞納額が多くならないよう、早期の納付勧奨と定期的な納付勧奨を行うこと。また、ジェネリック医薬品の利用促進や柔道整体等の点検による医療費の適正化を推進していく必要がある。	
	評 価	A新規予算計上 B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う ●D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図つて行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評 価

【連携内容・意見等】※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	後期高齢者医療保険料の収納については税務課、町民の健康増進については福祉部健康課と連携する。
町民・議員・各種団体からの意見等	

事務事業名	後期高齢者医療事業
担当部署	住民部 住民課 国保係

【評価指標】

指標 ①	指標名 保険料の収納率			H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28		
	目標値	単位	%	99.68%	99.68%	99.68%	99.68%	99.68%	99.68%			99.68%	99.68%		
	実績値	単位	%	99.02%	99.72%	99.56%	99.56%	99.47%	99.45%						
	他自治体の状況	自治体名	羽村市	99.40%	99.56%	99.19%	99.37%	99.51							
	コメント														
広域連合では98%の収納率で2%の未収金は町負担とする考えである。後期高齢者は75歳以上であるので納付方法が分からぬいための未納があるので、くわしい説明が必要である。															
指標 ②	指標名 口座振替率			H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28		
	目標値	単位	%	60.00%	62.50%	65.00%	65.00%	67.00%	75.00%			75.00%	75.00%		
	実績値	単位	%	55.02%	63.17%	64.94%	66.51%	72.70%	73.31%						
	他自治体の状況	自治体名	羽村市	58.73%	58.73%	49.44%	52.48%	45.80%							
	コメント														
瑞穂町は近隣に比べ、普通徴収の加入者が多いので口座振替率を上げたい。(特別徴収者の割合 瑞穂町59.6%、羽村市80.3%) ※H21・H22は奥多摩町の数値															

【予算・決算等の状況】

内訳 予算・決算及びコメント	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26				H27	H28	
	事業費	378,479	430,572	448,417	489,457	515,088	537,961	566,065	552,362	540,301	580,154	565,165	595,706
	国庫支出金	1,575											
	都支出金												
	地方債及びその他の特定財源	3,736	13,902	13,809	14,040	17,599	18,567	19,588	22,128	19,347	21,263	19,588	20,665
	一般財源	373,168	416,670	434,608	475,417	497,489	519,394	546,477	530,234	520,954	558,891	545,577	575,040
	予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求
	総務費	6,707	6,830	4,711	5,603	5,103	5,681	5,681	6,433	6,117	5,644	4,781	5,681
	保険給付費		9,350	8,800	8,550	10,000	10,300	10,609	9,300	9,300	11,100	10,609	10,927
	広域連合負担金	357,593	405,796	425,400	465,250	479,006	505,351	533,146	523,126	509,388	539,322	533,146	562,469
保健事業費													
諸支出金													
予備費													
コメント													
平成26年度からの保険給付費の見込み額は伸び率を3パーセントで算出、広域連合負担金は伸び率を5.5パーセントで算出し、2年に1度の保険証の一斉更新費用を90万円増する。合わせて歳入も増額する。													
2年に1度の保険証一斉更新90万円増を見込む。													

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	実施中
	実施予定
	検討中
	未検討
	● 協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	シート事業全部	
	一部	

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)		

平成 26 年度事務事業評価シート

事務事業名	学力向上事業		担当部署	教育部指導課 指導係	
			作成者	奥泉 宏	
分野名	学校教育		民間委託の形態	全部委託 <input checked="" type="checkbox"/>	一部委託 <input type="checkbox"/>
大項目	人間力の向上 ほか		実施計画書掲載	○	
小項目	国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成 ほか		事業期間	平成20年度～	
根拠計画及び根拠法令	瑞穂町教育基本計画				
事業概要	<p>内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)</p> <p>児童・生徒一人ひとりが、自分の夢や希望を実現するためには、また社会に出ても逞しく生きていくためには、生きる力の知的な側面としての学力が必要である。 教育委員会では、児童・生徒の学力向上に向け、これまで以上に学校教育の質的向上を図ることが必要であると考えている。 国や都の学力調査の分析結果に基づき、授業改善推進プランを作成する。 授業改善推進プランを日々の授業で実践し、学校全体で授業改善に取り組む。また、自ら学習する意欲や態度を養う目的で漢字検定や英語検定を実施する。さらに基礎学力の定着を図るために平成26年度より小学校で「瑞穂町ステップアップ教室」（放課後補習事業）を実施する。</p>				
経緯 (いつからどのように始まったのか)	<p>平成20年度から町独自の学力調査（一部の学年、教科）並びに漢字検定を始めた。平成21年度には防衛省の補助金である再編交付金により教育向上基金を設立し、学力向上施策に本格的に着手した。学力調査では、小学校2年生以上での実施に加え、実施教科を増やした。また、漢字検定の実施学年も増やした。さらに、学習サポーターの配置、国語辞典の教室配置、IT機器（電子黒板等）の導入等に取り組んだ。平成23年度からは、中学校3年生を対象に英語検定を実施している。学習サポーターについては、平成24年度から中学校への配置を廃止し、小学校2年生の時間数を増やした。平成25年度からは、小学1年生から3年生の全部の授業に配置することとなった。また、平成26年度は町学力調査の廃止、英語検定を中学校3年生から2年生に変更、小学校補習事業（「瑞穂町ステップアップ教室」）の立ち上げ等の施策の一部見直しを行った。</p>				
課題 (どのような問題があるのか)	<p>瑞穂町の児童・生徒の学力は少しづつながら向上している。しかし、まだ目に見える成果を上げるまでには、いたっていない。 特に、習得した知識・技能を活用する力、文章等を正確に読み解く力、自分の考えを適切に表現する力が不足している。</p>				

【長期総合計画における進捗状況評価】※年度終了後に記入

進捗状況評価	A目標を達成し施策（事業）は完了し、目的の効果を挙げた	説明	学力向上のために学習サポーターの配置や瑞穂町ステップアップ教室の実施など、様々な施策を展開し、全国平均には徐々に近づいてきている。しかし、いまだに全国平均には届いていないため、更に継続していく必要がある。
	B目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明		
	● C順調に進捗し、期待通りの成果をあげている		
	D順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明		
	E当初の計画より遅れている、または取り組んでいない		
	F当該事業実施の必要性がなくなった		
	G当該事業実施の必要性がなくなった		

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説 明	学力調査の結果分析により明確化した課題への対策として、漢字・英語検定の実施、教室へ配置した国語辞典や地図の活用、学習教材の充実を図る。また、ALTの配置、少人数指導の実施と充実、学習サポーターの配置、「瑞穂町ステップアップ教室」（小学校放課後補習事業）の実施等、学力向上に向けた取り組みを充実し、児童・生徒の学力向上につなげる。
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説 明	漢字・英語検定の実施、教室へ配置した国語辞典や地図の活用を図ることができた。また、ALTの配置や少人数指導にも取り組んだ。さらに学習サポーターの効果的な活用や瑞穂町ステップアップ教室など、学力向上に向けて取り組んだ。
今 後 改 善 す べき 点	●A実施済（中） B一部実施 C検討中 D未実施	説 明	学習サポーターや瑞穂町ステップアップ教室などの施策に加え、学習塾と連携したフューチャースクール（土曜講座）の実施など、さらなる学力向上施策を推進する必要がある。

今 後の 方 向 性	●A拡大 B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説 明	現行の施策に加え、学習塾と連携したフューチャースクールの実施など、更なる学力向上策を推進する。
------------------------	---------------------------------------------------------	--------	-------------------------------------------------

【事業の適正性】※シート作成時に記入

	主 管 課	査 定	
内 容 ・ 方 法	町の児童・生徒の学力向上や教職員の授業力の向上を計画的かつ戦略的に図っていくためにも、学習サポーターの配置や補習事業等の継続的な実施は必要である。	学力調査の結果の分析から課題を明確にし、教師の授業改善等学力向上施策を展開することは重要である。引き続き基礎学力の定着を図り、さらなる学力向上に努めることが必要である。	
予 算 ・ 人 員	民間活力導入の必要性 ●必要である 必要ではない	現在、一般財源で行っている事業については、国や都、諸団体等からの補助金の延命や確保に努める必要がある。 人員については現状維持が原則であるが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。	
総 括	これまで実施した学力調査の結果の分析により明確化した課題に対し、教育委員会が取り組むべき施策を精査、充実して実施する必要がある。また、今後の教育委員会が目指す学力向上施策に必要な資源、人材を整備することが必要である。	学力調査結果の分析により、取り組むべき施策を実施し、学力を総合的に向上させることが重要である。さらに成果を出すためには、引き続き事業を継続するとともに、現行の施策に加え、学習塾と連携したフューチャースクールの実施など、学力の向上に努めることが重要である。	
評 価	A新規予算計上 B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う ●C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評 価	A新規予算計上 B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う ●C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】※シート作成時、その後は随時記入

他課等との連携内容	教育環境の整備では、教育課との連携が必要である。
町民・議員・各種団体からの意見等	教育基本計画検討委員会で、学力向上は重要な教育目標の一つに位置付けられた。

事務事業名	学力向上事業
担当部署	教育部指導課 指導係

【評価指標】

指標 ①	指標名	町学力調査の平均到達度 (小学校)	H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28					
	目標値	単位	ポイント	65.4	66.2	63.9	68.3										
	実績値	単位	ポイント	65.1	66.6	64.7	62.4										
	他自治体の状況	自治体名															
	コメント																
2年～4年（国語、算数） 5年（国語、算数、理科） 6年（国語、算数、理科、社会）																	
H23年度まで 目標値＝目標値の学年・教科の平均 H24年度から 目標値＝全国平均の学年・教科の平均																	
指標 ②	指標名	町学力調査の平均到達度 (中学校)	H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28					
	目標値	単位	ポイント	56.2	57.0	56.6	61.9										
	実績値	単位	ポイント	53.3	56.1	52.9	53.3										
	他自治体の状況	自治体名															
	コメント																
1年（国語、算数・数学、理科、社会） 2・3年（国語、数学、理科、社会、英語）																	
H23年度まで 目標値＝目標値の学年・教科の平均 H24年度から 目標値＝全国平均の学年・教科の平均																	

【予算・決算等の状況】

内訳	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26			H27	H28		
	事業費	55,348	48,455	40,383	39,467	43,592	47,972	47,972	49,039	46,414	38,740	47,972	47,972
予算・決算及びコメント	国庫支出金	12,797	9,520										
	都支出金												
	地方債及びその他の特定財源	31,401	26,473	28,072	28,068	30,388	38,378	37,373	39,655	36,900	29,190	38,378	38,378
	一般財源	11,150	12,462	12,311	11,399	13,204	9,594	10,599	9,384	9,514	9,550	9,594	9,594
予算・決算等の構成		決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算見込額	行評要求	行評要求
学力調査委託料		3,488	3,394	3,371	3,333	3,302	3,408	3,408	3,873			3,408	3,408
漢字検定委託料		2,413	2,405	2,413	2,022	2,006	2,422	2,422	935	935	592	2,422	2,422
英語指導助手派遣（小学校）		4,088	4,418		9,428	9,021	9,594	9,594	9,384	9,384	9,364	9,594	9,594
英語指導助手派遣（中学校）		7,598	3,683										
備品・消耗品購入（国語辞典）		4,713											
備品・消耗品購入（IT機器）		12,798	9,521										
備品・消耗品購入（学習ソフト）		1,164	2,608	1,271	748								
備品・消耗品購入（外国語活動）		860											
備品・消耗品購入（漢検教材）		81											
学習センター		18,145	22,426	23,327	23,783	28,496	31,798	31,798	34,097	33,001	29,393	31,798	31,798
英語検定委託料				573	560	586	750	750	750	1,454	1,082	750	750
補習指導員										1,640	702		
コメント		I T 機器は、国庫支出金（防衛省再編交付金）を活用。 学力調査、漢字検定、国語辞典、学習センターは、再編交付金を活用した教育向上基金を財源とする。	I T 機器は、国庫支出金（防衛省再編交付金）を活用。 学力調査、漢字検定、英語検定、学習センターは、再編交付金を活用した教育向上基金を財源とする。	学力調査、漢字検定、英語検定、学習センターは、再編交付金を活用した教育向上基金を財源とする。	漢字検定、英語検定、学習センター、補習指導員は再編交付金を活用した教育向上基金を財源とする。								

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中
	実施予定	
	検討中	
	未検討	
	協働できない	

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	シート事業全部	
	一部	学習センター

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	学習センターを雇用を洗練することにより、学力の向上につながる。	

平成 26 年度事務事業評価シート

事務事業名	図書館施設の充実	担当部署	教育部 図書館 図書係		
		作成者	小山健一		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">分野名</div> <div style="width: 45%;">生涯学習</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">大項目</div> <div style="width: 45%;">図書館活動の充実</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">小項目</div> <div style="width: 45%;">図書館施設の充実</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">民間委託の形態</div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 一部委託 </div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">実施計画書掲載</div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> ○ </div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">事業期間</div> <div style="width: 10%;"></div> </div>				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">根拠計画及び根拠法令</div> <div style="width: 45%;">第4次瑞穂町長期総合計画・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 ・第2次子ども読書活動計画</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">瑞穂町図書館は、昭和48年に建設され、昭和52年に郷土資料館分の増築、昭和59年に増築され平成26年で築41年を迎える。</div> <div style="width: 45%;">ここ数年来、設備の老朽化により各所に不具合が生じてきており、維持管理が困難なだけではなく、住民が快適に利用できる環境とは言い難い状況が続いている。</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">図書館が、地域の重要な情報拠点として生涯学習を推進していく重要な役割を果たすためにも、利用環境の整備が不可欠であり、平成26年秋に郷土資料館完成に伴い、空きスペースを有効利用するために整備する必要がある。</div> <div style="width: 45%;">また、箱根ヶ崎駅西地区画整理事業の進捗に伴い、役場連絡所機能を備えた新たな図書館の整備の検討を進める。</div> </div>				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">事業概要</div> <div style="width: 45%;">(いつからどのように始まったのか)</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">昭和47年図書館設置工事</div> <div style="width: 45%;">昭和48年8月図書館開館</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">昭和51年郷土資料館新築工事</div> <div style="width: 45%;">昭和52年11月郷土資料館開館</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">昭和58年図書館増築工事</div> <div style="width: 45%;">昭和59年4月瑞穂町図書館新館開館</div> </div>				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">経緯</div> <div style="width: 45%;">(どのような経緯で始まったのか)</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">昭和62年1月お山の図書室開室</div> <div style="width: 45%;">昭和63年2月殿ヶ谷開室</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">平成2年元狭山ふるさと思い出館整備事業工事</div> <div style="width: 45%;">平成3年7月長岡図書室開室</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">平成3年7月元狭山ふるさと思い出館開室</div> <div style="width: 45%;">平成13年月元狭山ふるさと思い出館外壁等塗装工事</div> </div>				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">課題</div> <div style="width: 45%;">(どのような課題があるのか)</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">平成13年12月お山の図書室閉室</div> <div style="width: 45%;">平成14年1月武蔵野コミュニティセンター図書室開室</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">平成23年11月長岡コミュニティセンター図書室閉室</div> <div style="width: 45%;">平成24年9月元狭山ふるさと思い出館外壁等塗装工事</div> </div>				
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;">施設の老朽化により空調設備や電気系統の故障が多く、快適な利用環境が提供できていないことや、バリアフリー非対応も課題となっている。老朽化に伴う外壁の補修や、今後の施設の維持のためには耐震診断調査の必要もある。さらに、平成26年度秋に郷土資料館完成に伴い、3階の利用方法を明確にし、時代の流れにあった便利で利用しやすい図書館に整備する必要がある。</div> <div style="width: 45%;"></div> </div>				

【長期総合計画における進捗状況評価】※年度終了後に記入

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">進捗状況評価</div> <div style="width: 45%;">評価基準</div> </div>	A目標を達成し施策（事業）は完了し目的の効果を挙げた	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">説明</div> <div style="width: 45%;">評価基準</div> </div>	揚水ポンプや自動ドアセンサー等の修繕を行い、利用者に迷惑をかけないよう利用環境を整備した。		
	B目標を達成し施策（事業）は完了したが、当初予定していた成果とは異なった、もしくは不明		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">また、耐震診断調査を行い、耐震工事の必要なしという結果を得た。</div> <div style="width: 45%;">これらを含め、郷土資料館移転に伴う3階の利用方法を瑞穂町図書館協議会で検討するなど、平成27年度の整備に向けて、便利で利用しやすい図書館について話し合い、予算計上を行った。</div> </div>		
	C順調に進捗し、期待通りの成果をあげている				
	D順調に進捗しているが、期待していた成果とは異なる、もしくは不明				
	E当初の計画より遅れている、または取り組んでいない				
	F当該事業実施の必要性がなくなった				

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「成果」「今後改善すべき点」「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ●B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	支障の生じている設備を改善し、郷土資料館移転後の3階空きスペースを速やかに整備できるように進めるとともに、耐震診断調査を行ない総合的な判断の資料とし、将来的な望ましい図書館のあり方を検討する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	この結果を受け、3階の活用を含めた館全体の再整備について、プランニング及び関係各署との協議を行い、平成27年度予算に反映することができた。
今後改善すべき点	A実施済（中） ●B一部実施 C検討中 D未実施	説明	平成27年度事業として、地域資料デジタル化公開と郷土資料館1周年が11月に予定されているので、館内リニューアルも、このタイミングに合わせることで住民へのアピール効果も大きくなるため、計画的に段取りと調整が必要である。

今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	施設の老朽化により空調設備や電気系統の故障が多く、快適な利用環境が提供できていないことや、バリアフリー非対応も大きな課題となっている。 当館は防衛省補助事業で建設された施設であり、今後の改修についても、補助金等を獲得したうえで、大規模な改修工事を行う必要がある。
--------	---------------------------------------------------------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の適正性】※シート作成時に記入

	主 管 課	査 定
内容・方法	図書館利用者に安全で快適な利用環境と利便性を提供するために施設改修整備を計画的に実施する。	図書館施設の老朽化により、利用者に快適な利用環境が提供できていないことから、施設改修については財政負担も考慮しながら計画的に進めていく必要がある。
予算・人員	老朽化した空調設備や3階空きスペースを再整備するには、専門技術が要るため設計委託及び工事費等が必要である。 民間活力導入の必要性 ●必要である 必要ではない	今後の改修費用については国や都、諸団体等からの補助金の確保に努める必要があります。 人員については現状維持が原則ですが、事業内容によって人員の増強が必要な場合は、課内あるいは部内での配置換え等による対応を行うとともに、外部委託など効率性を重視した新たな事業展開への創意工夫が必要である。
総括	図書館サービスを充実させるためには、現施設のバリアフリー化等の抜本的見直しが必要と考えるが、当面は老朽化した設備の改修と3階空きスペースの有効利用は早急に進めなければならない。	空調設備等の老朽化対応と、郷土資料館移転後の3階空きスペースの有効活用については、早急に進める必要がある。また、それだけにとどまらず、バリアフリー化など館内全体のリニューアルもあわせて計画的に考えていく必要がある。
評価	A新規予算計上 ●B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う	評価 A新規予算計上 ●B前年度予算を超えて事務事業を新設・拡大を行う C前年度予算内で事務事業を新設・拡大を行う D前年どおりの維持 E前年度予算内で事務事業を縮小または効率化を図って行う F予算措置を伴わない、事務事業の内部の調査・検討・実施を行う G統廃合を含めて、事務事業の中止・休止・廃止を行う

【連携内容・意見等】※シート作成時、その後は隨時記入

他課等との連携内容	郷土資料館とは地域資料保存の連携や夏休みの自由研究等のレファレンス対応等を連携して行っている。 また、瑞穂町図書館協議会と連携し、便利で利用しやすい図書館について協議を行っている。
町民・議員・各種団体からの意見等	平成25年第1回瑞穂町議会定例会において、図書館施策と文化行政について一般質問があった。 平成26年度第4回瑞穂町議会定例会 厚生文教委員会協議会において、図書館の今後について協議が行われた。

事務事業名	図書館施設の充実
担当部署	教育部 図書館 図書係

【評価指標】

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26				H27	H28	
事業費				10,899	14,388	12,520	14,564		14,704	14,076	11,935	72,236	12,174
内 訳	国庫支出金												
	都支出金												
	地方債及びその他の特定財源												
	一般財源			10,899	14,388	12,520	14,564		14,704	14,076	11,935	72,236	12,174
予 算 ・ 決 算 及 び コ メ ン ト	予算・決算等の構成	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	行評要求	実計掲載	当初要求	査定後	決算額	行評要求	行評要求
	1 1 需用費			4,257	6,097	6,129	5,664		5,540	5,542	5,064	5,664	5,664
	1 2 役務費			101	101	97	95		105	105	106	95	95
	1 3 委託料			3,197	3,038	3,137	5,648		5,877	5,247	3,598	8,880	3,258
	1 4 使用料及び賃借料			3,239	3,157	3,157	3,157		3,157	3,157	3,157	3,157	3,157
	1 5 工事請負費				1,995							51,556	12,174
	1 8 備品購入費			105					25	25	10	2,884	
												72,236	
コメント							施設の老朽化が課題となっており、耐震診断調査を行ない、老朽化した外壁の補修と合わせて、総合的な判断の資料とし、将来的な望ましい図書館のあり方の検討が必要である。防衛省の騒音測定の結果によっては空調設備の改修工事の可能性もある。				外壁補修工事、除湿温度保持機能復旧工事、図書館改修工事(仮)により、老朽化した施設を利用者に快適な利用環境と利便性を提供する。		

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	● 実施中
	実施予定
	検討中
	未検討
	協働できない

該当に●を入力

協働事業名 (予定)	シート事業全部
	利用者アンケート
	一部

シート事業全部の場合、シート事業全部に「●」を入力
一部の場合、事業名を入力

協働による効果 (見込み)	利用者目線による需要を把握することができた。
------------------	------------------------

利用者目線による需要を把握することができた。

東京 いきいき通信

Vol.18

平成27年(2015年)
7月11日発行

東京都後期高齢者医療広域連合 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15~17階

ホームページ <http://www.tokyo-ikiiki.net/> 電子メール kikaku@tokyo-kouiki.jp

《お問合せセンター》 0570-086-519 (ハローコウイキ) 》

皆さんの健康維持・増進が医療保険制度を守ります

《お問合せ先》 広域連合保健事業・医療費適正化担当 (8ページ) 又は お問合せセンター(0570-086-519)

医療給付費は年々増加の一途をたどっています

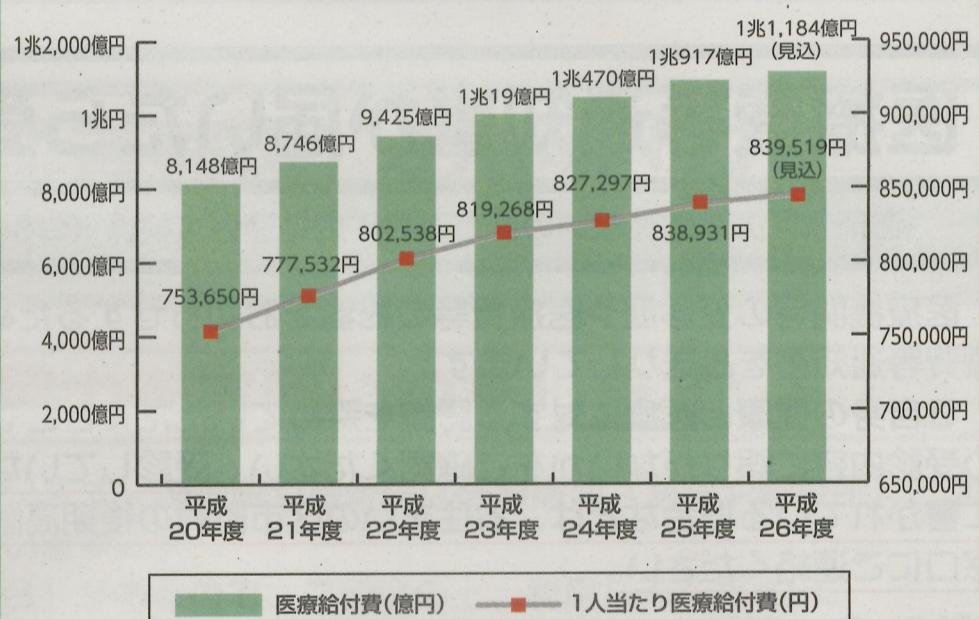
医療給付費とは、被保険者の皆さんのが医療機関等の窓口で支払った自己負担分を除いた医療費のことです。医療給付費は、広域連合から医療機関等へ支払われます。

後期高齢者医療制度がスタートした平成20年度の医療給付費は、8,148億円でしたが、被保険者数の増加とともに増え続け、平成26年度は1兆1,184億円(37.3%増)にのぼっています。1人当たりの医療給付費も毎年増加傾向が続いています。

皆さんにお支払いいただく保険料は、医療給付費を基に算定しているため、医療給付費の増加は保険料の上昇につながります。同時に現役世代からの支援金の増加にもつながります。

広域連合では、医療費の増加を抑えるため、ジェネリック医薬品の使用勧奨や医療費等通知の送付等、医療費適正化の取り組みを継続していきます。皆さんのが理解とご協力をお願いします。

東京都後期高齢者医療広域連合における医療給付費の推移



お一人おひとりの健康管理や適正受診への取り組みが保険料の上昇を抑えます

皆さんお一人おひとりがよりよい生活習慣や健康管理を心がけ、医療の受け方について考えることが、何よりも医療給付費の増加や保険料の上昇を抑えることにつながります。

健康寿命をのばし、いつまでも元気で生活するために、次のことを心がけましょう。

①無理のない適度な運動に取り組みましょう

ウォーキングやラジオ体操などの手軽な運動を続けていきましょう。



②バランスのよい食生活を心がけましょう

主食や野菜のほか、タンパク質やカルシウムを含んだ肉・魚・卵、乳製品、豆類、果物などをバランスよくとりましょう。



③病気を早期に発見し、重症化を防ぐために健康診査を受けましょう

(詳しくは8ページをご覧ください)



④かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

気になることは、まずかかりつけ医に相談しましょう。お薬のことは、かかりつけ薬局に相談しましょう。



⑤「はしご受診」は止めましょう

同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、医療費の無駄づかいになるだけでなく、検査やお薬が重複して、かえって体に悪影響をあたえることがあります。

ジェネリック医薬品差額通知書をお送りします

《お問合せ先》 お住まいの区市町村・広域連合点検係 (☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売される医薬品のことです。ジェネリック医薬品は開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも価格が安くなります。ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、医療の質を落とさずに自己負担を軽くすることができます。また、広域連合の負担も軽減されるため、医療費を支えている保険料の増加抑制にもつながります。この機会にぜひご検討ください。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

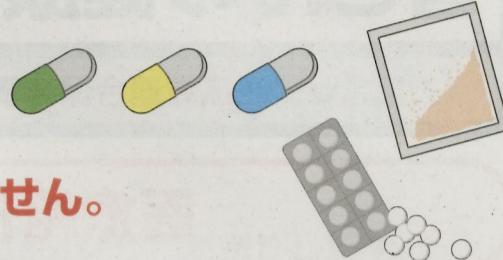
現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代（自己負担額）がどれくらい
軽減できるかがわかるジェネリック医薬品差額通知書をお送りします。

【対象者】生活習慣病などの先発医薬品が処方されている方で、

お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

【通知の時期】 8月、10月（8月にお送りした方は除きます。）



昨年度は、ジェネリック医薬品差額通知書をお送りした方の3人に1人の割合で、ジェネリック医薬品への切り替えが進み、1か月当たり約1億1,700万円の医療費削減効果がありました。

医療費等通知書が届いたら受診内容をご確認ください

《お問い合わせ先》 お住まいの区市町村・広域連合点検係 (☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

医療機関等の受診歴や医療費等の総額をお知らせするために、年に1回医療費等通知書をお送りしています。

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数等の受診内容に誤りがないかをご確認ください。受診していない内容が通知書に書かれている場合などは、お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご連絡ください。

【対象者】平成26年7月～平成27年6月の1年間に

①医療費等の総額（自己負担分+保険者負担分）が3万円を超える月がある方

②柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、治療用器具などのいずれかの施術や支給がある方

すべての被保険者の皆さんにお送りするものでは
ありません。

【通知の時期】11月

1/2頁

〒113-4567

東京都千代田区

飯田橋○丁目○番○号

庄城 太郎 様

東京後発高齢者医療成績連合

被保険者番号

09130000 00000000

お問い合わせ先

広域医療

施設医療併合会連合高齢者医療連合

電話

医療費等通知書

庄城 太郎 様 が
受けられた医療診療についてお知らせします。

診療等開示 平成20年7月～平成20年8月

診療年 月日	診療 区分	外来 区分	医療機関等名稱	診療 回数 (回数)	診療 料金 (税込)	食事療 養料 (金額)	備考
平成20年 07月	直泊	入院	広域大学附属病院	31日	1,245,000円	909,630円	*
平成20年 08月	直泊	外来	広域大学附属病院	1日	4,010円	***	
平成20年 08月	直泊	外来	広域高齢者施設	1日	9,626円	***	
平成20年 09月	在外	外来	広域整形外科	1日	10,330円	***	
平成20年 09月	調理	外来	広域調理施設	1日	4,310円	***	
平成20年 09月	看護	外来	広域整容看護	6回	1,960円	***	
平成20年 10月	直泊	外来	広域歯科	1日	2,790円	***	
平成20年 10月	直泊	外来	広域整骨院	4回	1,280円	***	
平成20年 11月	直泊	外来	広域整形外科	1日	10,330円	***	
平成20年 11月	調理	外来	広域調理施設	1日	2,310円	***	

【診療機関等名稱】

【診療料金】
月額合計料金は、月額合計料金×10%の「被保険者」(被保険者専用)「医療専用料金」(1回1,000円)の合計料金で、表に記入するかぎりです。施設医療名が記載された時、医療機関等の名称変更等による受診料等を記入する場合は記入されません。

【備考】

△該機関の料金により、自己負担分が10,000円以上超過になった場合に*を表示しています。

昨年度お送りした通知書の例

その電話、 だいじょうぶですか？



還付金の申請期限が過ぎています。振り込みるので携帯電話をもってATMへ行ってください。

電話で還付金の連絡をすることはありません！

役所の職員、銀行員などを名乗り、「還付金があります」などと言って、お金をだまし取ろうとする事件が相次いでいます。

★街中やコンビニエンスストアなどにあるATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

★役所の職員が直接ご自宅へ行き、キャッシュカード等をお預かりすることは、絶対にありません。

相手がだれであっても、「還付金」「給付金」「保険料の払いすぎ」などという電話であれば、あわてず冷静に、相手の質問に答えずに電話を切り、すぐにお住まいの区市町村担当窓口、広域連合または最寄りの警察署にて相談ください。

銀行名や口座番号などは、絶対に教えないようにしましょう。

高額療養費…医療費が高額になったとき

《お問合せ先》お住まいの区市町村・広域連合給付係(☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

月の1日から末日までの1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合は、所定の金額(下表参照)を自己負担していただき、それを超えた額は広域連合が負担します。複数の病院・診療所・調剤薬局等で受診されている場合や同じ世帯に被保険者が複数いる場合は、自己負担額を合算します。

払い戻しがある場合は、事前に申請をしなくても、診療月のおおよそ4か月後に広域連合から申請書をお送りします。お手元に届きましたら、お住まいの区市町村の担当窓口にご提出ください(※)。なお、一度申請をすると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。

※申請期間は、原則として診療月の翌月の1日から2年間です。

1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	個人ごとの 外来の限度額	個人または世帯ごとの 外来と入院の限度額
3割負担	現役並み所得 ※1	44,400円	80,100円 +(10割分の医療費-267,000円)×1% ※4
1割負担	一般	12,000円	44,400円
	区分II ※2	8,000円	24,600円
	区分I ※3		15,000円

注1 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方(1日生まれの方は除く。)は、誕生月に限り「誕生日前の医療保険」と「後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額になります。

注2 入院時の食費や保険の対象とならない差額ベッド料などは、対象外です。

※1 住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯の被保険者の方(ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその方と同じ世帯の被保険者は、賦課のもととなる所得金額(4ページ「平成27年度の保険料」参照)の合計額が210万円以下の場合であれば、所得区分は「一般」となります)。

※2 区分II…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Iに該当しない方

※3 区分I…ア.住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方
イ.住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※4 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は44,400円となります(多数回該当)。ただし、「個人ごとの外来の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。

高額介護合算療養費…医療と介護を合わせた自己負担が高額になったとき

《お問合せ先》お住まいの区市町村・広域連合給付係(☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

【高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)サービス費とは】

1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に支払った後期高齢者医療制度の自己負担等の額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯で下表の自己負担限度額を超えるときは、申請して認められると後期高齢者医療制度と介護保険それぞれの制度から超えた額が支給されます。

注1 平成26年8月から平成27年7月末までの期間で支給対象となる方には、平成28年2月以降にお知らせをお届けします。

注2 後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが世帯で0円の場合は、対象となりません。

注3 計算の結果、支給額が500円を超える場合のみお支払いします。

1年間の自己負担限度額(毎年8月～翌年7月の1年間)

負担割合	所得区分	世帯単位の自己負担の限度額(年額) (後期高齢者医療制度+介護保険)
3割負担	現役並み所得	67万円
1割負担	一般	56万円
	区分II	31万円
	区分I	19万円

注4 所得区分の基準については、上記の「1か月の自己負担限度額」の※1～3を参照してください。

申請はお済みですか?

平成25年8月から26年7月末までの間に左表の限度額を超えた方

平成27年2月に、平成25年度分の「支給申請についてのお知らせ」をお送りしています。まだ申請されていない場合は、お知らせが届いてから2年以内にご申請ください。

また、下記に該当していると思われる方は、お住まいの区市町村の担当窓口又は平成26年7月31日にお住まいだった区市町村へお問合せください。

- 未申請の方で、平成27年2月に届いたお知らせ(申請書)を紛失された方
- 平成25年8月から26年7月末までの間に左表の限度額を超えていて、お知らせが届いていない方

(平成25年8月から26年7月末までの間に75歳になり新たに後期高齢者医療制度に加入された方、転居された方、お亡くなりになられた方など、お知らせをお送りできなかった場合があります)

平成27年度の保険料

《お問合せ先》お住まいの区市町村・広域連合保険料係(88ページ) 又は お問合せセンター(0570-086-519)

- 保険料率は、2年ごとに改定されます(次回改定は、平成28年4月の予定です)。
- 保険料に関する通知は、お住まいの区市町村からお送りします。

均等割額

被保険者一人当たり
42,200円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額
×
8.98%
(注1)

=

年間保険料額

保険料額については
100円未満切捨て
(限度額57万円)

注1…

「賦課のもととなる
所得金額」とは

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減

所得の低い方等に対する保険料の軽減制度があります。

軽減には、確定申告などの所得の申告が必要となる場合があります。

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合	軽減後の金額
33万円以下の場合	被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない場合	9割	4,220円
	上記以外の場合	8.5割	6,330円
33万円+(26万円×被保険者の数)以下の場合		5割	21,100円
33万円+(47万円×被保険者の数)以下の場合		2割	33,760円

※65歳以上(平成27年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。
ただし、この高齢者特別控除額は所得割額の計算では適用されません。

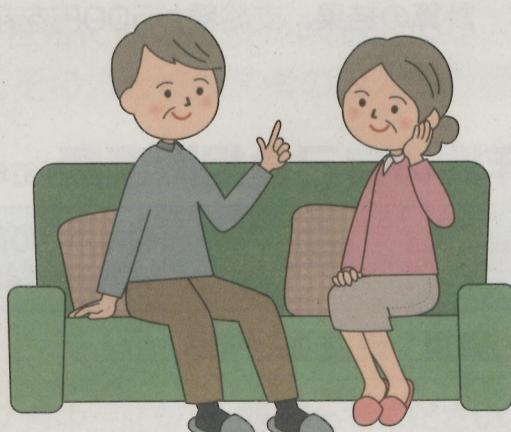
所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額(上記注1)」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	100% ※①
20万円以下	75% ※②
58万円以下	50%

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。



被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

保険料の計算例

- 決定される保険料は、平成27年4月分から平成28年3月分までの金額です。
- 年度途中で後期高齢者医療制度の対象となった方や他道府県から転入された方は、その月分から平成28年3月分の金額です(月割で計算します)。

《年収が年金収入200万円のみの単身世帯の場合》

均等割額

$$\text{年金収入} \quad \text{年金控除額} \quad \text{高齢者特別控除額} \quad \text{基準額}$$

$$200\text{万円} \quad - \quad 120\text{万円} \quad - \quad 15\text{万円} \quad = \quad 65\text{万円}$$

均等割額の軽減に該当するか確認しましょう。



基準額65万円は均等割額の2割軽減に該当します。(左の表1)

$$\text{均等割額} \quad \times \quad \text{軽減} \quad = \quad \text{均等割額(2割軽減後)}$$

$$42,200\text{円} \quad \times \quad (10\text{割}-2\text{割}) \quad = \quad 33,760\text{円}$$

所得割額

$$\text{年金収入} \quad \text{年金控除額} \quad \text{基礎控除額} \quad \text{賦課のもととなる所得金額}$$

$$200\text{万円} \quad - \quad 120\text{万円} \quad - \quad 33\text{万円} \quad = \quad 47\text{万円}$$

所得割額の軽減に該当するか確認しましょう。



賦課のもととなる所得金額47万円は所得割額の50%軽減に該当します。(左の表2)

$$\text{賦課のもととなる所得金額} \quad \times \quad \text{所得割率} \quad \times \quad \text{軽減} \quad = \quad \text{所得割額(50%軽減後)}$$

$$47\text{万円} \quad \times \quad 8.98\% \quad \times \quad (100\%-50\%) \quad = \quad 21,103\text{円}$$

1年間の保険料額

$$\text{均等割額(2割軽減後)} \quad + \quad \text{所得割額(50%軽減後)} \quad = \quad \text{保険料額}$$

$$33,760\text{円} \quad + \quad 21,103\text{円} \quad = \quad 54,800\text{円}$$

保険料額は100円未満の端数を切捨てます。

保険料の納め方

保険料の納め方

●特別徴収と普通徴収

保険料は、原則として、公的年金(介護保険料が引かれている年金)から引き落とされます(特別徴収)。

その公的年金(上に同じ)の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、公的年金(上に同じ)の1回当たりの年金受給額の2分の1を超える方などは納付書や口座振替により納めます(普通徴収)。

※新たに後期高齢者医療制度の対象となった方は、一定期間、普通徴収となります。

●口座振替をご利用いただけます

特別徴収の方や納付書で納めている方は、お申し込みにより口座振替に変更できます。口座については、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者などの口座でも指定することができます。なお、**国民健康保険料(税)の振替口座は引き継がれません**。新たに口座振替の手続きが必要です。

詳しくは、お住まいの区市町村の担当窓口にお問合せください。

保険料の減免について

災害等により大きな損害を受けたときや、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。納期限前にお住まいの区市町村の担当窓口にご相談ください。

社会保険料控除について

納めていただいた保険料は、確定申告等で所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除の対象となります。

特別徴収の方は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

口座振替でお支払いの場合は、その口座をお持ちの方の社会保険料控除となります。控除の対象となるのは、被保険者本人またはその方と生計を一にする配偶者、その他の親族に限ります。

※詳しくは税務署、お住まいの区市町村の住民税担当窓口にお問合せください。

保険料を滞納すると…

保険料を滞納すると、督促状が送付されます。また、電話や文書等により催告をされる場合があります。保険料は納期限内に納付してください。

滞納が続くと、有効期限の短い保険証(短期被保険者証)が交付されたり、財産の差押えを受ける場合もあります。

事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの区市町村の担当窓口にご相談ください。

一部負担金(自己負担)の割合が変わる方に、8月1日までに新しい保険証をお送りします

《お問合せ先》お住まいの区市町村・広域連合資格係(8ページ) 又は お問合せセンター(0570-086-519)

医療機関等の窓口でお支払いいただく自己負担の割合は、1割または3割です。

新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日に決定しています。

新しい保険証が届いたにもかかわらず、これまでお使いの保険証を8月1日以降も使用されると、後日、差額分の納付や払い戻しの手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※新しい負担割合の保険証は、**簡易書留・転送不要郵便**で郵送します。郵便局に転居届を出していても、保険証は転送されません。

自己負担の割合が変わらない方は、現在お持ちの保険証(オレンジ色)をそのままお使いください。

自己負担の割合の判定の方法

平成27年8月から平成28年7月までの自己負担の割合は、平成27年度住民税課税所得(平成26年1月から12月までの所得・収入から算出)に基づいて判定します。

自己負担の割合	所得区分	平成27年度住民税課税所得 (平成26年中の所得から算出)
1割	一般	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員が いずれも 145万円未満 の場合
3割	現役並み所得	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に 145万円以上 の方がいる場合

※住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。住民税の通知には、「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります。

※平成27年度住民税課税所得は、お住まいの区市町村から6月頃に届いた住民税の通知をご確認ください。ただし、住民税が課税されていない方には、住民税の通知は送付されません。

※住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその方と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、保険料の賦課のもととなる所得金額(4ページ「平成27年度の保険料」参照)の合計額が210万円以下の場合は、**1割負担**となります。

自己負担の割合を3割から1割に変更できる場合(基準収入額適用申請)

住民税課税所得が145万円以上でも、収入額が次のいずれかの条件を満たす方は、お住まいの区市町村の担当窓口に基準収入額適用申請をし、認められると自己負担が1割に変更となります(申請が必要です)。

対象と思われる方には、お住まいの区市町村より申請書を送付していますので、忘れずに申請をしてください。

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(平成26年1月から12月までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が 383万円未満 ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70~74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
世帯に複数	収入合計額が 520万円未満

《ご注意ください!》

※申請が認められると申請の翌月から適用になるため、8月からの適用を希望する方は、必ず7月中(必着)に申請してください。

※収入とは、所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です(所得金額ではありません。)。

※収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて上記収入額に含まれます。

例) 土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算又は繰越控除するため確定申告した場合の売却収入等

※ご不明な点がありましたら、お住まいの区市町村の担当窓口にお問合せください。

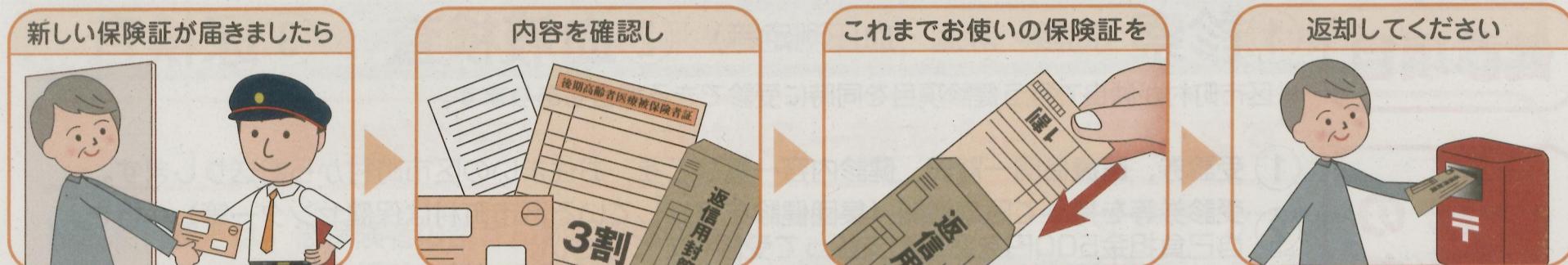
新しい保険証が届いた場合は、これまでお使いの保険証を返却してください

《お問合せ先》 お住まいの区市町村・広域連合資格係 (☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

有効期限の前でも世帯に転入や転出があった場合や所得の更正をされた場合は、自己負担の割合が「1割」から「3割」、または「3割」から「1割」に変更になることがあります。

その場合は、新しい保険証をお送りしますので、これまでお使いの保険証は、お住まいの区市町村の担当窓口に返却してください。

例) 自己負担の割合が「1割」から「3割」に変更になった場合



※引っ越しなどで住所が変わったら、今までお住まいの区市町村の担当窓口に保険証を返却してください。なお、都内で転居されたときは、新しい保険証をお送りします。

整骨院・接骨院(柔道整復)のかかり方

《お問合せ先》 お住まいの区市町村・広域連合給付係 (☎8ページ) 又は お問合せセンター(☎0570-086-519)

医療費の適正化にご協力をお願いいたします

最近、整骨院や接骨院をご利用される方が増加しています。整骨院や接骨院は医療機関(病院や診療所)とは異なり、医療保険で受けられる施術の範囲が定められています。

次のとおり保険証が「使える場合」と「使えない場合」があるので、ご理解の上、利用してください。

保険証が使える場合

- ◆急性などの外傷性の打撲、捻挫、肉離れ
- ◆骨折(ヒビを含む)、脱臼 ※応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要

保険証が使えない場合 (全額自己負担)

- ◆日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良など
- ◆スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ◆病気(脳疾患後遺症・神経痛・リウマチ・五十肩・ヘルニア等)が原因の疾患
- ◆症状の改善が見られない長期の施術
- ◆労災保険等が適用される負傷等
- ◆医療機関(外科や整形外科等)で治療中の負傷

施術を受けるときの注意

- ◆ケガや痛みの原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状か)を施術者に正確に伝えましょう。
- ◆柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行う場合は、療養費支給申請書に患者本人の署名が必要です。療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認してから署名をしてください。
- ◆領収証は必ず受け取ってください。
- ◆施術が長期にわたる場合は、内科的要因等の原因も考えられます。医師の診察を受けてみることも必要な場合があります。

東京都後期高齢者医療広域連合から施術内容について確認させていただく場合があります。適正な保険給付であることを確認するための調査ですので、ご協力をお願いいたします。

年1回 健康診査を受けましょう

《お問合せ先》 受診券の発送・申し込みなど → お住まいの区市町村(△下表)
 健康診査の制度について → 広域連合保健事業・医療費適正化担当(△下表)
 又は お問合せセンター(△0570-086-519)

病気を早期に発見し、重症化を防ぐためにも、年に1回は、健康診査を受けましょう。
 受診方法や受診日程等については、お住まいの区市町村の担当窓口にお問合せください。

対象者

後期高齢者医療制度に加入している方が対象です。
 施設入所等の方は、健診の対象にならない場合があります。



健診項目

①診察 (問診・計測・血圧測定等) ②血液検査 ③尿検査

※区市町村が独自で行う健診項目を同時に受診できる場合もあります。

受診のしかた

- 受診券、医療機関一覧表、健診内容一覧などを、お住まいの区市町村からお送りします。
- 受診券等を持って医療機関（集団健診を実施している区市町村は保健センター等）へ行き、自己負担金500円を窓口で支払って受診してください。
 ※区市町村により自己負担金が無料になるなど、取扱いが異なる場合もあります。
- 受診結果は、区市町村から送付、又は受診した医療機関から通知される健診結果をご覧ください。

お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

区市町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111
あきる野市	保険年金課	042-558-1111 (内線) 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041
荒川区	国保年金課	03-3802-3111 (内線) 2391・2392
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111 (内線) 147・148
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111 (内線) 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	福祉保健課	0428-83-2777
か 葛飾区	国保年金課	03-3695-1111
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111 (内線) 155
く 国立市	健康増進課	042-576-2111 (内線) 126・129
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011 (内線) 36
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険課	042-325-0111 (内線) 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111 (内線) 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6937
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-3312-2111 (内線) 1283~1288
墨田区	国保年金課	03-5608-8100
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111 (内線) 1402・1406

区市町村名	担当窓口	電話番号
た 多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	042-481-7148
千代田区	保険年金課	03-3264-2111 (内線) 2477・2478
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0011
な 中野区	後期高齢者医療担当	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111 (内線) 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111 (内線) 2543
東大和市	保険年金課	042-563-2111 (内線) 1026
日野市	保険年金課	042-585-1111 (内線) 2441~2443
日の出町	町民課	042-597-0511 (内線) 287~289
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	03-5803-1205
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-45-1151 (内線) 2384・2385
港区	国保年金課	03-3578-2111 (内線) 2654~2659・2646
三宅村	村民生活課	04994-5-0902
む 武蔵野市	保険課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111 (内線) 135
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

お問合せは「広域連合お問合せセンター」へ

《制度のことは》 制度についてわからない点などは、お気軽にお問合せください。
 土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時まで受け付けています。

ハロー コウイキ ハロー 75

△0570-086-519 FAX 0570-086-075

※PHS・IP電話の方は△03-3222-4496 (広報担当:企画調整係) へ

※ご質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの応対内容に誤解がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

《保険料の支払い方法や個人情報を含むことは》

お住まいの区市町村の担当窓口へ

東京都後期高齢者医療広域連合

広報に関すること 企画調整係 03-3222-4496

健康診査及び 保健事業・
 医療費適正化に関すること 医療費適正化担当 03-3222-4507

保険料に関すること 保険料係 03-3222-4417

保険証及び 資格係 03-3222-4419
 自己負担に関すること

給付に関すること 給付係 03-3222-4515

医療費等通知及びジェネリック
 医薬品差額通知に関すること 点検係 03-3222-4424